

名古屋市瑞穂公園条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第80号

名古屋市瑞穂公園条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市瑞穂公園条例施行細則（令和 2 年名古屋市規則第75号）の一部を次のように改正する。

第12条第 2 項第 8 号の表中

「

11回分 2,000円	
11回分 4,000円	1 月券 2,700円
25回分 8,000円	1 年券 21,400円

を

」

「

11回分 3,000円	
11回分 4,000円	1 月券 3,200円
25回分 8,000円	1 年券 25,600円

に改める。

」

附 則

- 1 この規則は、令和 8 年10月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に共通回数券又は共通定期券の交付を受けている市内に住所を有する65歳以上の者に係る利用料金の減免の額については、なお従前の例による。